



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(三件).....(都市整備局都市基盤部調整課).....
- 建築基準法による道路位置の指定.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(八件).....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課).....
- 都市計画の案(四件).....(同).....

告示

●東京都告示第千八百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十七日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 東京都
 - 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 - 三 測量の区域 小平市鈴木町一丁目、鈴木町二丁目及び喜平町三丁目各地内
 - 四 測量の期間 令和三年六月十六日から令和四年二月二十一日まで

●東京都告示第千八百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十七日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 東京都
 - 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
 - 三 測量の区域 国分寺市東元町二丁目、東元町三丁目、東元町四丁目、南町二丁目及び南町三丁目各地内
 - 四 測量の期間 令和三年六月十四日から令和四年二月十七日まで

●東京都告示第千八百八十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十七日

- 東京都知事 小池 百合子
- 一 測量施行者 板橋区
 - 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
 - 三 測量の区域 板橋区高島平八丁目地内
 - 四 測量の期間 令和三年六月十六日から同年十月二十六日まで

●東京都告示第千八百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和三年九月二十七日

- 東京都多摩建築指導事務所長 浅井 勉
- | 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
|----------------------|----------|----------------------------|------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 令和三年九月三日 | 東大和市桜が丘四丁目二百九十七番三及び同番四の各一部 | 延長 二二・一四
幅員 一六・三三 |
| | | | 幅員 五・〇〇
一・二五 |

●東京都告示第千八百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月二十七日

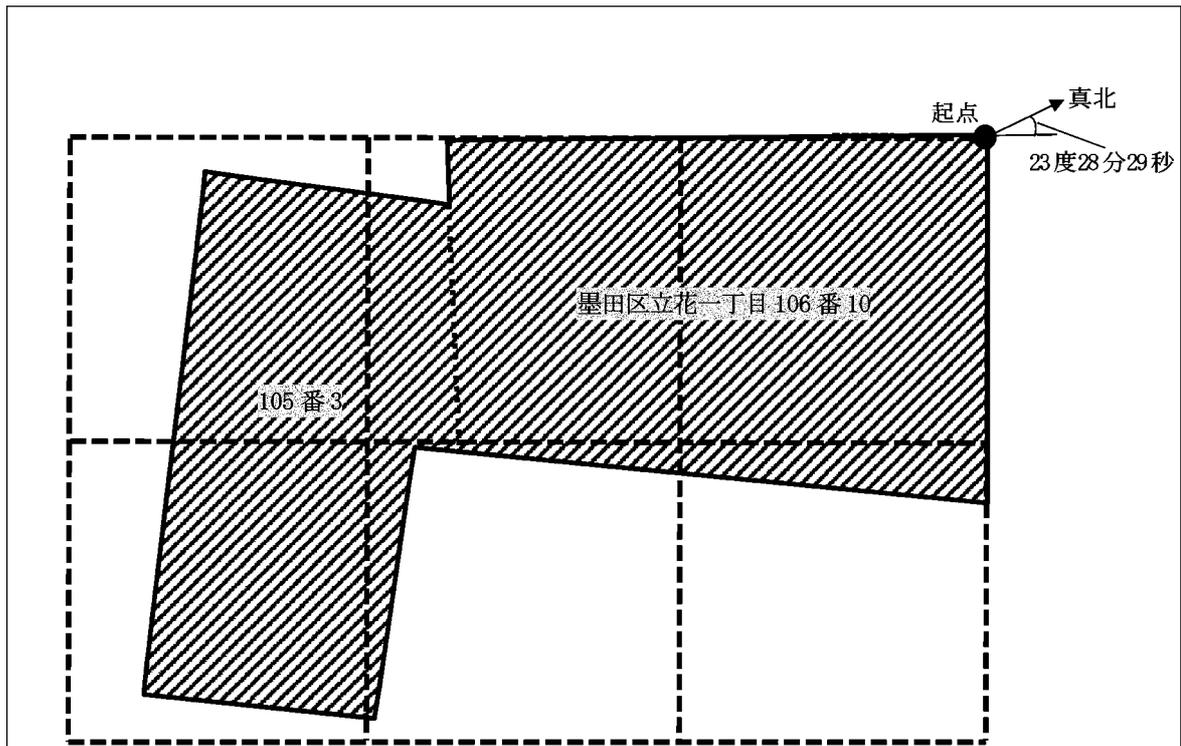
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区立花一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



起点

起点は、墨田区立花一丁目 106 番 10 の最北端とする。

格子の回転角度 (23度28分29秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例
- 敷地境界
 - - - 単位区画
 - 筆境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画都市再生特別地区（品川駅北周辺地区）

変更する部分

港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内

品川駅北周辺地区

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

東京都市計画都市再生特別地区（品川駅北周辺地区）

変更する部分

港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内

品川駅北周辺地区

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平

成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

当該事項を定める土地の区域

品川駅周辺地区
品川駅周辺地区

品川駅周辺地区

品川駅周辺地区

品川駅周辺地区

品川駅周辺地区

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により

行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(赤坂二・六丁目地区)

- 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)及び港区役所

- 三 縦覧期間

公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京

圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

追加する部分

東京都市計画都市再生特別地区(渋谷二丁目西地区)

- 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)及び渋谷区役所

- 三 縦覧期間

公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

当該事項を定める土地の区域

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

追加する部分

東京都市計画特定街区

- 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十ニ階北側)及び千代田区役所

- 三 縦覧期間

公告の日から二週間

- 四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備

<p>事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画地区計画 内幸町一丁目北地区地区計画 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び千代田区役所 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>当該事項を定める土地の区域</p> <p>国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について 東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。 令和三年九月二十七日 東京都知事 小池百合子</p> <p>一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 当該事項を定める土地の区域</p>	<p>東京都市計画公園 第九・六・六号中央公園 追加する部分 千代田区日比谷公園、有楽町一丁目及び内幸町一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び千代田区役所 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画一団地の官公庁施設に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和三年九月二十七日 東京都知事 小池百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画一団地の官公庁施設 霞が関団地一団地の官公庁施設 削除する部分 千代田区隼町地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十</p>	<p>二階北側)及び千代田区役所 縦覧期間 公告の日から二週間 東京都知事 小池百合子</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。 令和三年九月二十七日 東京都知事 小池百合子</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画地区計画 品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十階北側)及び品川区役所 縦覧期間 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課</p> <p>都市計画の案について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東</p>
--	--	---

京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

豊洲二・三丁目
変更する部分

目地区地区計画

江東区豊洲二丁目及び豊洲三丁目
各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

